

2023年1月27日

## 「2024年以降の学術資料整備に向けた実態調査」質問・要望への回答

附属図書館

2022年10月に実施した「2024年以降の学術資料整備に向けた実態調査」の中で、図書館サービス等に関するご意見やご要望も寄せられておりました。関係する部署とも協議しましたので、回答いたします。

### 内容

他大学との連携 .....	1
文献複写サービス .....	3
資料利用について .....	3
資料整備について .....	5
オープンアクセス出版費用について .....	6

### 他大学との連携

Q. 琉球大学が音頭を取って、県内大学図書館は互いに入館や図書・資料の貸出が可能な仕組みをつくってはいかがでしょうか。

A. ご提案ありがとうございます。他大学図書館を直接訪問して、資料を借用できる制度はございますが、現在は、新型コロナウイルス対応のため、各館での入構制限が行われています。

参考：県内大学図書館へ直接来館し借用する（無料）

<https://www.lib.u-ryukyu.ac.jp/guide/for-faculty/#panel9>

上記ページにアクセス後、「図書を取寄せる」から「県内大学図書館へ直接来館し借用する（無料）」の項をご確認ください

Q. 他の国立大学附属図書館と連携を取り、データベース使用などに向けての研究者支援を期待しています。県外の国立大学附属図書館にあるデータベースの使用希望があれば、図書館同士で交渉をお願いしたいと存じます。対象の図書館からは所属の図書館を通して交渉するべきだとされ、交渉次第ではデータベースの使用が見込めましたが、前回本学図書館に依頼した際は、その交渉さえも難しいと言われました。

A. データベース環境が十分ではなくご不便をおかけしております。また、過去にご要望にお応えできなかったこと、大変申し訳ありません。

一般に商用データベースは、導入した大学と提供者の間で、利用可能な対象が明確に定められております。その範囲を超える利用について、図書館相互の交渉の余地はほとんどございません。そのような事情から、過去お断りしたものと思います。前述のとおり、提供者と導入している大学の契約の問題ですので難しい場合がほとんどかと考えています。代案等が提示できる可能性もありますので、具体的なデータベース名等をご教示いただければ幸いです。

Q. ハワイ大学の所有するデータベースの検索は一部でも可能でしょうか。

A. ハワイ大学マノア校との連携協定は文献コピーの送付と相互貸借のみです。データベースの相互利用は含まれておりません。そのため、ハワイ大学が一般に公開しているデータベース以外を本学で利用することは利用できません。

参考：ハワイ大学マノア校図書館との文献コピー・図書貸借無償サービスについて

<https://www.lib.u-ryukyu.ac.jp/info/9787/>

Q. 琉球大学だけでなく九州の他大学と共同で購読したり、学内の必要な教員と共同で購読できる仕組みを作るなどして、Wiley, Taylor & Francis などの出版社や BioOne に収録されている雑誌を読めるようにしてほしいです。

A. ご提案ありがとうございます。すでに法人統合が行われている大学等での状況を調査しておりますが、それらの大学においても、共同購入は実現しておらず、それぞれ大学において契約・利用を行っている状況です。現状では複数大学での共同購読は困難です。

学内で複数の研究者による共同購入等については対応可能ですので、ご相談いただければ幸いです。

## 文献複写サービス

Q.技術職員の場合、ILL は公費対応不可と昔聞いたことがあります。現状を教えてもらえたら助かります。ちなみに私の場合、技術職員個人の研究経費はありません。

A. 個人研究費でなくとも、部局業務の一環で何らかの部局予算から支出できるのであれば、対応可能です。過去に適切にご案内できておらず申し訳ありません。予算の初期設定が必要となりますので、ご希望の際には担当係（資料サービス係" <tssiryo@acs.uryuky.ac.jp>）までご連絡ください。

Q.図書館の郵送サービス(ILL)ですが、紙のコピーでなく電子ファイルで、e-mail で送ってもらうようなことが可能であれば、時間と経費の削減になるのでは。(他数件同趣旨の要望あり)

A. ご要望ありがとうございます。大変申し訳ありませんが、法制度、あるいは契約上の問題で、現状では実現できません。

本学が所蔵する図書館資料の複製物に関しては、電子ファイルでの送信が可能になるよう改正され、本年 6 月から施行されることから、本学でも対応準備を進めています。ただし、著作権者への補償金支払いが必要な制度となっており、この補償金が極めて高額になる見込みです。

国立国会図書館では、絶版等の理由で入手が困難であり、電子化されている資料に限定したものではありませんが、個人向けの電子送信サービスも提供しています。国立国会図書館の利用登録をすることで、利用可能です。こちらもご検討ください。

国立国会図書館個人向けデジタル化送信サービス

[https://www.ndl.go.jp/jp/use/digital\\_transmission/individuals\\_index.html](https://www.ndl.go.jp/jp/use/digital_transmission/individuals_index.html)

## 資料利用について

Q. 大学の構成員がダウンロードした論文を電子媒体またはダウンロードリストとしてストックしておき他の構成員が閲覧できる仕組みがあるといいです。著作権の問題があるかもしれませんが、電子→印刷して配布でも構いませんし、ダウンロードした教員から形を問わずもらえるシステムにしてもいいと思います。

A. 学術雑誌論文では、利用範囲等が契約で定められております。同一の研究グループの中

で、文献管理ツールなどを用いて文献を共有することは認められていることが多いです。  
※ なお、この場合でも組織的な配布については、印刷も含めて禁じられております。

※Nature 社や Elsevier 社の PayPerView コンテンツは、研究グループ内での共有も禁じられており、本人利用に限定されています。また、電子書籍サービスの Maruzen eBook Library も本人利用に限定されています。他大学で禁止事項に抵触する利用があったことで全国的に Maruzen eBook Library のダウンロード機能が停止となった事例もあります。各サービスの利用規約をご確認の上、ご利用をお願いします。

Q. 遠隔地（西表）の教員としては、千原キャンパス所属の教員と全く同じにしてほしいとは言わないけれど、教員個人の負担ができるだけ少なくなる形で図書館所蔵資料を利用できるようにしてほしいと感じます。

A. ご要望ありがとうございます。現状では、公費による資料の購読（図書や雑誌の定期購読）、文献複写サービスについて学内便で資料送付を行っています。また、電子書籍の拡充も行っております。今後も改善に努めて参ります。

Q. 研究室貸出の制度は、借りたいと思っている学生あるいは教員にとって不便であるので、大胆な見直しが必要と思います。

A. ご不便をおかけしております。研究室貸出の制度については、先生方の研究活動にも影響を与える問題ですので、変更には慎重な議論が必要と認識しています。研究室貸出の資料についてリクエストいただいた際に代替手段の提案や図書館所蔵資料の充実など、極力ご不便をおかけしないよう努めて参ります。

Q. 琉球大学で利用可能なデータベース全般の使い方・使い分け方の講習があると嬉しい。Web of Science などの個々のサービスの講習会・講習動画はあるが、それとは別にサービス間の比較・特徴などを知りたい。

A. ご要望ありがとうございます。2023 年度の講習会企画に盛り込みたいと思います。

## 資料整備について

Q. 幅広い電子ジャーナルへのアクセスが必要だが、ジャーナルとの契約料を支払うだけの活用が大学全体でできているかについては疑問がのこる。例えば、ジャーナルとの契約料を大幅に削り、それによって余った予算を文献購入費（論文アクセス費）のみに使用できる予算として教員に配分した場合、年間でどの程度の収支となるかを概算しても良いと思う。さらに余った文献購入費は半分までは次年度の予算として繰り越せるなど柔軟な対応があれば、年度末に無理に文献購入費を0にするなど無駄な使用も抑制される。

A. ご提案ありがとうございます。電子ジャーナル経費を教員に配分し、各教員の裁量で必要な文献入手に充てると仮定した場合、学生が自由にアクセス出来る学術資料は激減することが予想されます。ご提案のような意見があったことも踏まえて、今後の全学的な議論を進めます。

運営費交付金の次年度への繰越は、要望も含めて財務部にも確認しました。繰越は法人全体で目的積立金として行うものであり、繰り越せた場合でも個別の教員の教育研究経費に充てることは想定されていないとのことでした

Q. Amazon と提携するなど、可能ですかね？

A. 琉球大学では Amazon より物品の購入が可能となっています。提携の内容について、誤解がありましたら、申し訳ありません。

Q. 教科書の電子版はクリッカーテストなどがついていたり、学生の自主学習などに役立つ機能が多くあります。半期での契約もあり、講座負担で導入しているところもありますが、大学として導入しやすい仕組みを取り入れていただけると大変助かります。

A. ご要望ありがとうございます。グローバル教育支援機構ともご要望を共有した上で、附属図書館としてできることを検討いたします。

Q. 教職課程認定をうけている大学にしては、教育実習にいくためや、教職課程の学びに必要な資料が整備されていない。整備しても安易に貸し出し可にしているので、借りたい時に借りられない（他大学はだいたい1冊しか整備しないなら禁帯出扱いになっている）。経済的に大変な学生がいる中、貸し出せることの良さと貸し出すことの弊害のバランスが崩れている。検定教科書は大学入試の作問でも用いることが考えられるので、デジタル教科書にしてしまう（研究室からアクセス可能にする）という手もある。

A. ご指摘、ご要望ありがとうございます。複本の整備については、書庫狭隘化の問題により困難です。申し訳ありません。デジタル教科書も含めた教職関連の資料整備や利用方法については、教育学部等ともご要望を共有した上で、附属図書館としてできることを検討いたします。

Q. シラバス上絶対必要な本は複数冊あったり、新しいものを定期的に購入してもいいと思う。

A. シラバスに参考図書として記載されている図書は、新しい版に改訂されたものも含めて、漏れなく整備するようにしております。複本の整備は、書庫狭隘化の問題により困難です。電子版が存在する場合には、紙媒体あわせて電子版の購入を行っております。もし、改訂されている資料やシラバス図書で所蔵していないものがございましたら、附属図書館ウェブサイトよりリクエストいただけますと幸いです。

## オープンアクセス出版費用について

Q. 本学は共同研究者と費用を分担できるような規則がない。そこで、自分の科研費から支出するか、共同研者に全額負担をしていただけるかになります。分担したほうがオープンアクセスの論文に投稿しやすくなるので規則改正をお願いしたいです。

A. 学内の研究者、かつ、運営費交付金に限れば、分担支出は可能かと思えます。分担の範囲が複数の大学となる場合には、本学だけではなく相手方の大学の規則等も関係します。財務部ともご要望を共有いたします。